

令和8年度 就学援助（新入学児童生徒学用品費）の支給申請について

就学援助とは、経済的理由によって小・中学校への就学が困難な学齢児童の保護者に対して、市が援助をする制度です。就学援助を希望する人は、申請を行ってください。

■ 就学援助の対象者

申請時点で古賀市に住民票があり、令和8年4月に古賀市立小・中学校又は国公立小中学校に入学予定の方で、次の①～④のいずれかの要件に該当する方（生活保護を受けている世帯は対象外です）

- ① 令和6年中の世帯の収入が生活保護基準の1.3倍以内の場合
- ② 令和7年度市町村民税が世帯全員非課税である場合
- ③ 児童扶養手当を受給中の場合
- ④ 令和7年4月以降、主たる生計維持者の失業や事業廃止、自宅等の被災、世帯員の疾病等により世帯の経済状況が急変し、世帯の収入が生活保護基準の1.3倍以内と認められる場合

■ 支給額・支給時期

支給額（予定）	小学校入学予定の方	57,060円
	中学校入学予定の方	63,000円
支給時期	令和8年3月中旬予定	
支給方法	申請者名義の口座に直接振り込みます	

■ 申請受付期間

令和8年1月7日(水)9時から23日(金)16時まで

■ 申請方法

下記のいずれかの方法でお申込みください。

- ① オンライン 1月23日23時59分受付まで有効です。

下記のURLまたは右記の二次元バーコードからアクセスしてください。



添付書類をアップロードする必要があるため、お手元に振込みを希望する銀行口座の通帳や本人確認書類などをご準備ください。

URL : <https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/j6jtnas/>

- ② 窓口 平日9時～16時の間にご来庁ください。

■ 就学援助の対象となる世帯収入のめやす

①家族4人の場合

父(40) 母(38) 子(中1) 子(小3)

年収：370万円

②家族3人の場合

父(30) 母(28) 子(小1)

年収：270万円

③家族2人の場合

母(41) 子(小5)

年収：200万円

※ 生活保護基準額は、変更される場合があります。また、家族構成や年齢等で基準額は異なり、年収は、あくまでもおおむねの基準になります。